

使用水量の認定と水道料金等の減免に関する基準

平成14年12月 1 日制定

平成17年12月 1 日一部改正

平成20年 4 月 1 日一部改正

平成29年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月25日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 1 月20日一部改正

[営業課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号。以下「給水条例」という。）第28条及び郡山市水道事業給水条例施行規程（平成10年郡山市水道局規定第3号。以下「規程」という。）第15条の規定による使用水量の認定並びに郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号。以下「簡水条例」という。）第24条及び郡山市簡易水道事業給水条例施行規程（令和4年水規程第14号。「以下簡水規程」という。）第17条の規定による使用水量の認定並びに給水条例第32条の規定による水道料金の軽減又は免除（以下「減免」という。）、簡水給水条例第30条の規定による簡易水道料金の軽減又は免除（以下「減免」という。）、郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号。以下「下水道条例」という。）第15条の規定による下水道使用料の減免及び郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例第23号。以下「農集排条例」という。）第18条の規定による農業集落排水施設使用料の減免をすることができる場合の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道料金等 水道料金、簡易水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料
- (2) 検針水量 水道メーター及び揚水量測定装置を検針して得た水量
- (3) 水道使用者等 水道及び水道水以外の水の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者
(使用水量の認定)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、規程第15条又は簡水規程第17条に規定する使用水量の基準に、認定又は水道料金等の減免による使用水量があるとき、又は認定水量とすることが不適当と認められるときは、次の各号により使用水量の認定をすることができる。

- (1) 使用状況を勘案し、認定の対象となりうる一定期間の使用実績をもとに、日割計算又は使用状況が類似している月分により算定した水量
- (2) その他の事実を考慮して算定した水量

2 水道メーターが、不在、荷積み、埋没その他の理由により検針ができなかったときは、前項の定めるところにより使用水量を算定し、次回以降の検針により使用水量の精算又は調整を行う。

(減免対象)

第4条 給水条例第32条、簡水条例第30条、下水道条例第15条並びに農集排条例第18条の規定に

より、納付すべき水道料金等を減免することができるのは、次の各号に定める場合とする。

- (1) 管理者が不可抗力による漏水により水道料金等が増加したと認めたとき。
- (2) 管理者が地震、台風、豪雨等の自然災害又は火災により水道料金等の減免が適当と認めたとき。
- (3) 管理者が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(減免の基準)

第5条 水道料金等の減免の基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 発見することが困難な場所の給水管からの漏水の場合は、検針して得た水量（以下「検針水量」という。）から規程第15条、簡水規程第17条又は第3条第1項の認定水量（以下「実績使用水量」という。）を差引いた水量の2分の1とする。
- (2) 不凍式止水栓の接合不良、パッキン不良又はその他の原因による漏水の場合は、検針水量から実績使用水量を差引いた水量の2分の1とする。
- (3) 不凍式止水栓の操作不良による漏水の場合は、検針水量から実績使用水量を差引いた水量の3分の1とする。
- (4) 受水槽及び高架タンクのボールタップ又はバルブの故障による漏水の場合は、検針水量から実績使用水量を差引いた水量の2分の1とする。
- (5) 給湯設備等の本体以外で、発見することが困難な場所からの漏水の場合は、検針水量から実績使用水量を差引いた水量の3分の1とする。
- (6) その他管理者が、漏水の原因が前各号に類似し特に水道料金等の減免が適当であると認めた場合は水量に相当する水道料金等を減免することができる。
- (7) 前条第2号及び第3号に該当する場合は、検針水量から実績使用水量を差引いた水量を減免することができる。ただし、自然災害等の状況に応じては管理者が認定した範囲内において水道料金等を減免することができる。

2 前項第1号から第5号の規定にかかわらず、管理者は、次の各号により水道料金等を減免することができる。

- (1) 前項第1号、第2号及び第4号の規定により算出した水道料金等の減免後の水量が、実績使用水量の3倍を超える場合は3倍を限度とし、前項第3号及び第5号の規定により算出した水道料金等の減免後の水量が実績使用水量の3.5倍を超える場合は3.5倍を限度として、その超える部分の水量に相当する水道料金等を減免することができる。ただし、3倍あるいは3.5倍を越える場合にあっても前項第1号から5号の規定により算出した水道料金等の減免後の水量が40m³未満のものは、その算出実数に相当する水道料金等とする。

- (2) 前項第1号から第5号の規定により算出した水道料金等の減免後の水量が40m³を超えるもので、第1号の規定により算出した水量が40m³未満のものは、算出実数に相当する水道料金等にかかわらず40m³を減免後の水量とする。

3 汚水量の算定にあつては、第1項第1号から第5号の規定にかかわらず、漏水が下水道に排除されていないことが明確である場合は、検針水量から実績使用水量を差し引いた水量を減免することができる。

(減免の適用)

第6条 前条第1項に規定する水道料金等の減免の適用は、当該給水装置及び給湯設備等の同一箇所において一回を限度とする。ただし、同一箇所にあつても水道料金等の減免から1年を経

過したものは、この限りではない。

(減免の申請)

第7条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）が、水道料金等の減免を申請しようとするときは、水道料金等減免申請書（別記様式）に給水装置を修理した郡山市指定給水装置工事事業者等の給水装置修理証明書を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 水道利用者等が地震、台風、豪雨その他の自然災害又は火災により水道料金等の減免を申請しようとするときは、水道料金等減免申請書（別記様式）にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(減免の通知)

第8条 管理者は、第5条の規定により水道料金等の減免について決定したときは、申請人に通知するものとする。

(適用除外)

第9条 水道利用者等が給水装置の管理において、次の各号に該当するときはこの基準は適用しない。

(1) 水道利用者等が漏水の事実を容易に確認できるにもかかわらず修理を怠ったとき。

(2) 水道利用者等が上下水道局から漏水の通告をされたにもかかわらず水道利用者等の都合で修理を怠ったとき。

(3) その他利用者等が善良な管理義務を怠ったとき。

附 則

1 この基準は、平成14年12月1日から適用する。

2 昭和51年6月1日制定の使用水量の認定と水道料金の減額に関する基準は廃止する。

附 則

この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月20日から施行する。

水 道 料 金 等 減 免 申 請 書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申 請 人	住 所			
			電話	
	氏 名			

私は使用水量の認定と水道料金等の減免に関する基準第 7 条の規定により、減免申請いたします。

お客様番号	—
給水装置の 場 所	郡山市
アパート名等	
使用者名	
検針時の 水道料金	年度 月分 使用水量 m ³ 料金 円
添付書類	漏水修理証明書
備 考	

（※ 漏水修理証明書添付）